

群馬県住宅供給公社行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、その能力を発揮し、次世代育成支援対策に貢献する働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年8月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 内容

目標1:子育て支援に関する制度の周知を図る。

・育児休業、育児部分休業、育児短時間勤務、子育て支援休暇(子の看護休暇)等

<対策>

- 平成27年度～ 従来から職員に周知しているが、更なる取得促進に向けた制度の周知・啓発の実施(社内イントラネット掲示等)

目標2:所定外労働を削減し、職員が家庭や地域における子育てへの参加意識を高めるため、ノー残業デーを設定し月2回(第一、第三水曜日)実施する。

<対策>

- 平成27年～ 従来から職員に周知しているが、更なる定時退社の励行に全社的に取り組むこととする。
- 社内イントラネットに掲示し、職員に周知啓発の実施

目標3:職員の健康維持、家庭内の生活における時間の有効活用、地域における子育て支援活動への積極的な参加を促すため、夏季休暇や年次有給休暇の取得促進を行う。

<対策>

- 平成27年～ 社内イントラネットによる周知・啓発の継続実施